

医師の働き方改革にかかる特例水準申請に対する意見聴取の実施(案)
(県医療審議会の体制等)

1 趣旨

令和6年4月からの医師の労働時間の上限規制に向けて、年1,860時間を上限とする各特例水準(B、連携B、C-1、C-2)の適用を受ける医療機関(特定労務管理対象機関)の指定にあたり、県医療審議会に意見を聴取する体制は、以下のとおり。

2 意見聴取する内容例

- 医療機関及びその対象医師が担う医療機能が申請の特例水準の要件に合うか否か(B水準)
- 地域医療体制の確保のため医師派遣の機能をもつ医療機関が特例水準を要するか否か(連携B水準)
- 臨床研修、専門研修、その他高度技能の修得のために特例水準を要するか否か(C-1、C-2水準)

※医師労働時間短縮計画の内容は、申請に先んじて医療機関勤務環境評価センターにて審査済であるため、意見聴取時には参考情報として計画の概要を報告

<参考> 医師労働時間短縮計画の内容

ア 労務管理・健康管理に関する内容及び意識改革・啓発に関連する内容

①労働時間管理方法	②宿日直許可の有無を踏まえた時間管理	③医師の研鑽の労働時間該当を明確化するための手続き等(院内での自己研鑽ルール等)
④労使の話合い、36協定の締結	⑤衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制	⑥追加的健康確保措置の実施
⑦意識改革・啓発等		

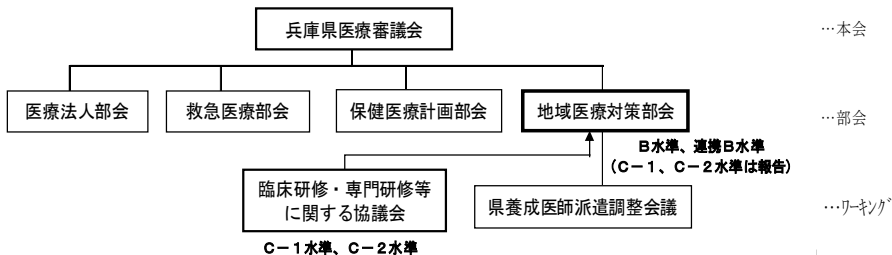
イ 策定プロセス/労働時間短縮に向けた取組等

①タスク・シフト/シェア	②医師の業務の見直し	③その他の勤務環境改善
④副業・兼業を行う医師の労働時間の管理	⑤C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化	

3 県医療審議会での組織体制(案)

地域医療体制の確保の観点から、県医療審議会の地域医療対策部会で意見聴取することが適当と考える。

その上で、医師の研鑽のために必要な機能を担う特例水準(C-1、C-2水準)の審査には、上記部会の内部組織となる臨床研修、専門研修等に関する協議会内で意見聴取を進め、その内容を地域医療対策部会及び医療審議会本会で報告する。



●実質的に意見聴取する会議体

特例水準	主な対象医療機関	年の時間外労働の上限時間	意見聴取する会議体	申請件数(見込)
A	全ての医療機関	960時間	(対象外)	53件
B	救急医療等	1,860時間 ※2035年度末終了予定	①地域医療対策部会 ※医療審議会本会に報告	
連携B	大学病院、地域医療支援病院			
C-1	臨床・専門研修	1,860時間	②臨床研修・専門研修等に関する協議会 ※医療審議会本会、地域医療対策部会に報告	
C-2	高度技能の修得研修			

<参考>委員構成等

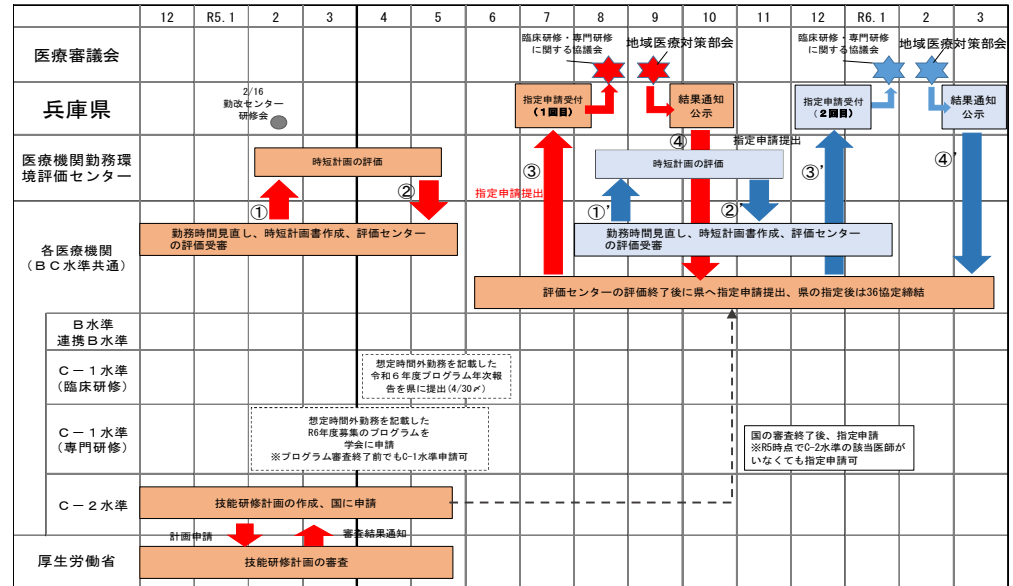
① 地域医療対策部会 計14名

医師代表(県医師会、県病院協会、県民間病院協会) 県市町会、県連合婦人会、県国民健康保険団体連合会、県いずみ会、神戸大学医学部附属病院、県助産師会、兵庫医科大理事長、以下、専門委員 神戸大学医学部附属地域医療活性化センター長、県周産期協議会長、県保健所長会長、丹波医療センター名誉院長

② 臨床研修・専門研修等に関する協議会 計7名

大学病院長(神戸大、兵庫医大)、県医師会役員、県病院協会役員、全国自治体病院協議会兵庫県支部長、県保健所長

4 指定申請、及び医療審議会の開催スケジュール等



※2月15日 … 病院事業に係る令和5年度県主要事業等の説明会にて説明(県病院協会・県民間病院協会)

2月16日 … 医療勤務環境改善支援センター主催の研修会にて、医療機関に周知

3月24日 … 県医療審議会に(本会)にて報告

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の特長を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

【業務が医師に集中】

医療施設の**最適配置**の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

適切な**労務管理**の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革(講習会等)
- ・医師への周知啓発等

地域医療等の**確保**

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を**作成**

評価センターが**評価**

都道府県知事が**指定**

医療機関が計画に基づく取組を**実施**

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務	
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了		義務	義務
B (救急医療等)				
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間			
C-2 (高度)				

